

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討

報告書（素案）の骨子

本書は、木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書（素案）の骨子を取りまとめたものです。

検討内容の詳細については、独立行政法人水資源機構中部支社ホームページより報告書（素案）をご確認ください。

[木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書（素案）の掲載アドレス]

<https://www.water.go.jp/chubu/chubu/kensho/index.htm>

令和 6 年 5 月

国土交通省中部地方整備局

独立行政法人水資源機構

※本骨子において、「木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書（素案）」を「報告書（素案）」として記載しております。

P5 6.関係者の意見等 の 2 段落目に誤記がありましたので修正しました。〔令和 6 年 6 月 5 日〕

【修正前】なお、「報告書（素案）案」では、第 2 回検討の場までに実施した第 1 回検討の場及び、第 8 回までの幹事会の構成員の見解及びパブリックコメントを記載しており、第 2 回検討の場における構成員の見解を加えて「報告書（素案）」とする。また、今後実施予定の学識経験を有する者、

【修正後】なお、今後実施予定の学識経験を有する者、

1. 検討経緯 「報告書（素案）」P1-1～P1-10

木曾川水系連絡導水路事業（以下「本事業」という。）の検証に係る検討（以下「ダム検証」という。）は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目（以下「検証要領細目」という。）」の手順に沿って検討を行った。

ここではダム検証の経緯及び検証に係る検討手順を記載している。

（ダム検証の経緯）

- ・平成 22 年 9 月に国土交通大臣から中部地方整備局長及び独立行政法人水資源機構理事長に対して、検証要領細目に基づき、ダム検証を実施するよう指示があった。
- ・平成 22 年 12 月に「木曾川水系連絡導水路事業の関係地方公共団体からなる検討の場（以下「検討の場」という。）」を設置し、計 2 回の検討の場、計 8 回の幹事会を開催し、本事業における利水の供給、流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）の 2 つの目的について、目的別の総合評価及び総合的な評価を行った。
- ・平成 23 年 6 月 3 日から 7 月 2 日までの 30 日間に「複数の対策案に関する意見」、「提示した対策案以外の具体的対策案の提案」を求めるパブリックコメントを行った。
- ・ここまでの検討結果を取りまとめた「木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成し、検討の場の構成員に示すとともに広く一般に公表する。

（今後の予定）

- ・今後は、学識経験を有する者及び関係住民から意見聴取を実施し、これらを踏まえ「木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書（原案）案」を作成し、報告書（原案）案に対する関係地方公共団体の長、関係利水者からの意見聴取を行い「木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書（原案）」を取りまとめる予定である。
- ・本事業の対応方針（原案）については、中部地方整備局事業評価監視委員会に対して意見聴取を行い、対応方針（案）を決定する予定である。

1.1 検証に係る検討手順

1.1.1 利水

（1）利水参画者への確認

- ・本事業の利水参画者に対し、事業参画継続の意思を確認。その上で、必要量の算出が妥当に行われているかを確認した。

（2）複数の利水対策案の立案

- ・本事業と本事業を含まない利水対策案 10 案、計 11 案を立案した。

（3）概略評価による利水対策案の抽出

- ・本事業を含まない利水対策案 10 案について概略評価を行い、本事業を含め 7 案を抽出した。

（4）利水参画者等への意見聴取

- ・概略評価により抽出した 7 案の利水対策案に対して利水参画者等の意見聴取を実施した。

（5）利水対策案の評価軸ごとの評価、目的別の総合評価

- ・利水参画者等の意見聴取結果を踏まえて抽出した、本事業を含む 4 案について、6 つの評

価軸毎に評価し、目的別の総合評価を行った。

1.1.2 流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）

（1）流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案の立案

- ・本事業と本事業を含まない流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案 9 案、計 10 案を立案した。

（2）流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案の抽出

- ・本事業を含まない流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案 9 案について概略評価を行い、本事業を含め 7 案を抽出した。

（3）流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案の評価軸ごとの評価、目的別の総合評価

- ・利水参画者等の意見聴取結果を踏まえて抽出した、本事業を含む 4 案について、6 つの評価軸毎に評価し、目的別の総合評価を行った。

1.1.3 総合的な評価

- ・目的別の検討を踏まえて、総合的な評価を行った。

1.1.4 費用対効果分析

- ・「治水経済調査マニュアル（案）令和 6 年 4 月」に基づき、最新のデータを用いて検討をした。

2. 流域及び河川の概要について 「報告書（素案）」P2-1～P2-41

検証要領細目における「事業の必要性等に関する視点」のうち、「事業を巡る社会経済情勢等の変化、事業の進捗状況（検証対象ダム事業等の点検）」に関して、木曾川水系河川整備計画を引用して、木曾川水系の流域及び河川の概要を記載している。

3. 検証対象事業の概要 「報告書（素案）」P3-1～P3-5

検証対象事業の概要として、目的等、事業の経緯、環境保全への取り組み、現在の進捗状況を記載している。

3.1.1 目的

- ・本事業は、流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）及び利水の供給を目的としている。
- ・流水の正常な機能の維持については、木曾川水系の異常渇水時において、徳山ダムに確保されている流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）を図るための容量のうち、40,000,000 m^3/s の水を、一部は長良川を經由して木曾川に導水し、木曾成戸地点において河川環境の改善のための流量を確保する。
- ・水道用水及び工業用水の供給については、徳山ダムに確保されている愛知県の水道用水として最大毎秒 2.3 m^3/s 、名古屋市の水道用水として最大毎秒 1.0 m^3/s 及び工業用水最大毎秒 0.7

m³/s を導水し、木曾川において取水を可能とする。

3.2 木曾川水系連絡導水路事業の経緯

平成 18 年度より国土交通省中部地方整備局において実施計画調査が実施され、平成 20 年度より建設事業に着手した。また、事業に伴う影響を把握するための基礎資料として、河川水質や地下水などの調査を継続的に実施している。

4. 木曾川水系連絡導水路検証に係る検討の内容

4.1 検証対象ダム事業等の点検 「報告書（素案）」P4-1～P4-3

木曾川水系連絡導水路事業の総事業費、工期及び計画の前提となっているデータ等について詳細に点検した内容を記載している。

- ・事業費は、検証の対象事業となるまでの間に得られた設計・施工計画変更等の新たな情報や物価の変化、建設業の働き方改革の適用及び消費税率の引き上げなどの観点を踏まえ、令和 6 年度以降の残事業費について点検を行い、結果、令和 6 年度以降の残事業費は約 2,212 億円とした。
- ・工期は、平成 20 年度に策定した「木曾川水系連絡導水路事業に関する事業実施計画」認可以降、現時点までの事業進捗状況を踏まえ、さらに検証完了後から計画的に事業を進めるために必要な予算が確保されることを前提に点検を実施した。点検の結果、仮設備（作業ヤード等）着手から事業完了までに 9 年程度、着工までの調査・設計及び用地補償等に 3 年程度を要するとした。

4.2 利水の観点からの検討 「報告書（素案）」P4-4～P4-54

利水の観点からの検討の内容を記載している。

- ・利水参画者である愛知県及び名古屋市へ、木曾川水系連絡導水路事業への参加継続の意思の確認を要請したところ、「参加継続の意思あり」との回答を得た。
- ・利水対策案は、利水参画者に確認した、必要な開発水量（導水量）を合算した計 4.0m³/s を確保することを基本とした。
- ・上記の考え方を踏まえて立案した木曾川水系連絡導水路を含まない利水対策案の 9 案に、徳山ダムを活用する方策として利水単独導水施設として立案した案を加えた 10 案について、概略評価を行い、利水参画者等の意見聴取結果も踏まえて抽出した木曾川水系連絡導水路（本事業）を加えた 4 案（本事業のほか、ダム再開発（かさ上げ）、利水単独導水施設、地下水取水）について 6 つの評価軸により評価軸ごとの評価を実施した。

4.3 流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）の観点からの検討 「報告書（素案）」P4-55～P4-98

流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）の観点からの検討の内容を記載している。

- ・流水の正常な機能の維持対策案は、木曾川水系河川整備計画において想定している目標（異常渇水時〔平成 6 年(1994 年)渇水相当〕に木曾成戸地点で 40m³/s の流量を確保）と同程度

の目標を達成することを基本とした。

- ・上記の考え方を踏まえて立案した木曾川水系連絡導水路を含まない流水の正常な機能の維持対策案 8 案に、徳山ダムを活用する方策として治水単独導水施設として立案した案を加えた 9 案について概略評価を行い、利水参画者等の意見聴取結果も踏まえて抽出した木曾川水系連絡導水路（本事業）を加えた 4 案（本事業ほか、ダム再開発（かさ上げ）、治水単独導水施設、ため池）について、6 つの評価軸により評価軸ごとの評価を実施した。

4.4 目的別の総合評価

4.4.1 目的別の総合評価（利水） 「報告書（素案）」P4-99～P4-102

利水について、本事業と 3 つの対策案（ダム再開発案、利水単独導水施設案、地下水案）の目的別の総合評価の結果を記載している。

- ・一定の「目標」（必要とする開発量 $4.0\text{m}^3/\text{s}$ ）を確保できる対策案として、「コスト」について最も有利な案は「木曾川水系連絡導水路案」となった。
- ・「時間的な観点から見た実現性」を確保できる対策案として、10 年後に完全に効果を発現していると想定される案はありませんが、「地下水取水案」が、他案に比べて段階的に効果を発揮していると想定される。15 年後に最も効果を発揮していると想定される案は、「木曾川水系連絡導水路案」と「利水単独導水施設案」となった。
- ・「持続性」、「地域社会への影響」、「環境への影響」については、「コスト」、「時間的な観点から見た実現性」の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、「コスト」を最も重視することとし、最も有利な案は、「木曾川水系連絡導水路案」となった。

4.4.2 目的別の総合評価（流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）） 「報告書（素案）」P4-103～P4-106

流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）について、本事業と 3 つの対策案（ダム再開発案、治水単独導水施設案、ため池案）の評価軸ごとの評価結果を記載している。

- ・一定の「目標」（木曾成戸地点において、既設ダムの不特定補給と併せて $40\text{m}^3/\text{s}$ ）を確保できる対策案として「コスト」について最も有利な案は「木曾川水系連絡導水路案」となった。
- ・「時間的な観点から見た実現性」を確保できる対策案として、10 年後に完全に効果を発揮していると想定される案はないが、「ため池案」が、他案に比べて段階的に効果を発揮していると想定される。15 年後に最も効果を発揮していると想定される案は「木曾川水系連絡導水路案」及び「治水単独導水施設案」となった。
- ・「持続性」、「地域社会への影響」、「環境への影響」については、「コスト」、「時間的な観点から見た実現性」の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、「コスト」を最も重視することとし、最も有利な案は「木曾川水系連絡導水路案」となった。

4.5 検証対象ダムの総合的な評価 「報告書（素案）」P4-107

検証要領細目に示されている「⑤総合的な評価の考え方 ii」検証対象ダムの総合的な評価に基づき行った検証対象ダムの総合的な評価の結果を記載している。

- ・利水、流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）について、目的別の総合評価を

行った結果、最も有利な案はいずれも「木曾川水系連絡導水路案」となった。

- ・ よって、検証ダムの総合的な評価の結果として、最も有利な案は「木曾川水系連絡導水路案」となった。

5. 費用対効果の検討 「報告書（素案）」P5-1～P5-3

- ・ 流水の正常な機能の維持に関する便益は身替り建設費を便益とする代替法により算定しており、本事業の全体事業の費用対効果（B/C）は約 1.3 となった。

6. 関係者の意見等 「報告書（素案）」P6-1～P6-64

実施要領細目では「関係地方公共団体からなる検討の場」の設置、主要な段階でのパブリックコメントを行った上で、河川法第 16 条の 2 に準じて学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者から意見聴取を行うこととされている。ここではこれらの実施状況を記載している。

なお、今後実施予定の学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者からの意見聴取の結果を反映して「報告書（原案）」を作成する。

7. 対応方針（素案）

今後、対応方針の原案を作成し、事業評価監視委員会に対する意見聴取を行い、対応方針（案）を記述する予定である。